

金ケ崎町告示第105号

金ケ崎町通所型サービスAに係るサービス事業支給費の額等及び事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年金ケ崎町告示第6号）の一部を次のように改正し、平成30年8月1日から施行する。

平成30年7月31日

金ケ崎町長 高橋 由一

改正後	改正前
<p>(サービス事業支給費の額)</p> <p>第7 通所型サービスAに係るサービス事業支給費の額は、総合事業実施要綱第6の規定により算定された通所型サービスAに係るサービス事業に要する費用の額に、当該費用の額のうち基本となる支給費分の100分の10に相当する額が利用者負担となるよう設定した割合を乗じて得た額とし、具体的には、別表第2の利用者及び通所型サービスA費の区分ごとに定める支給費の額とする。</p> <p><u>2 利用者が法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である場合（次項に規定する場合を除く。）において、前項の規定を適用する場合、同項の規定中「100分の10」とあるのは、「100</u></p>	<p>(サービス事業支給費の額)</p> <p>第7 通所型サービスAに係るサービス事業支給費の額は、総合事業実施要綱第6の規定により算定された通所型サービスAに係るサービス事業に要する費用の額に、当該費用の額のうち基本となる支給費分の100分の10 <u>(利用者が、一定以上所得者（第1号被保険者であつて法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）である場合にあっては、100分の20)</u>に相当する額が利用者負担となるよう設定した割合を乗じて得た額とし、具体的には、別表第2の利用者及び通所型サービスA費の区分ごとに定める支給費の額とする。</p>

分の20」とする。

3 利用者が法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合、同項の規定中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

第7の2 第7の規定にかかわらず、総合事業実施要綱第6の規定により算定された通所型サービスAに係るサービス事業に要する費用の額が、現に当該通所型サービスAに要した費用の額を超えるときにおいては、通所型サービスAに係るサービス事業支給費の額は、当該現に通所型サービスAに要した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 利用者が法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である場合（次項に規定する場合を除く。）において、前項の規定を適用する場合、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 利用者が法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

別表2（第7関係）

利用者の区分	訪問型サービスA費の区分	支給費	備考
第7第1	略		

2 前項の規定にかかわらず、総合事業実施要綱第6の規定により算定された通所型サービスAに係るサービス事業に要する費用の額が、現に当該通所型サービスAに要した費用の額を超えるときにおいては、通所型サービスAに係るサービス事業支給費の額は、当該現に通所型サービスAに要した費用の額の100分の90（利用者が一定以上所得者である場合にあっては、100分の80）に相当する額とする。

別表2（第7関係）

利用者の区分	訪問型サービスA費の区分	支給費	備考
一定以上	略		

<u>項に規定する利用者</u>				<u>所得者以外の居宅支援費保険者等</u>	
<u>第7第2項に規定する利用者</u>	略			<u>一定以上所得者</u>	略
<u>第7第3項に規定する利用者</u>	<u>別表第1に定める一般型サービス費</u>	<u>1,736円</u>	<u>1回につき</u>		
	<u>別表1に定める運動機能向上型サービス費</u>	<u>2,128円</u>	<u>1回につき</u>		
	<u>別表第1に定める通所型サービスA加算</u>	<u>329円</u>	<u>片道1回につき</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					